

試験に関する取扱いについて

〔昭和62年 3月26日 教授会決定〕

〔平成11年 7月 7日 教授会改正〕

〔令和 2年 3月18日 教授会改正〕

〔令和 5年 3月15日 教授会改正〕

試験に関する取扱いについては、医学部規程、同規程の解説に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1. 試験の受験資格(履修認定)について

以下の1)及び2)の出席の確認をもって、学士試験の受験資格(基礎科目については、履修認定)を与える。

- 1)講義については、各講義日程の1/2(もしくは授業担当教員が履修認定要件として定める日程。全体の1/2を上限とする。)以上を出席する。
- 2)実習(臨床実習を含む)およびPBL チュートリアル授業については、原則的に全実習日程を出席する。
- 3)上記の出席の確認作業は、各授業担当教員が行い、集計作業は各授業担当講座(臓器別授業は各教育責任者)が行う。
- 4)病気その他やむを得ない事由で授業を欠席した者の取り扱いは、授業担当教員(担当講座等)の判断により、適宜措置を講じる。

なお、その他やむを得ない事由に、大学(医学部)の行事と位置づけられる大会(七大戦、西医体、東国体、名阪戦、東海医歯薬大会)の出場を含めることができるが、事前に届出のあった場合に限る。

2. 試験の実施方法について

- 1)全学教育科目の試験は、特別に編成された時間割により各学期末の試験期間に行うものとする。
- 2)専門科目のうち、臨床実習を行わない授業科目は、原則として各学期末の試験期間に行うものとする。なお、臨床実習を行う授業科目の試験期日・時間等については、当該授業科目担当教員と学生の代表との話し合いにより決めるものとする。
- 3)専門科目の追試験の試験期日、時間割等は、当該授業科目担当教員と本人との話し合いにより決めるものとする。
- 4)専門科目の再試験(再試験以降の試験を含む)の試験期日、時間等は、当該授業科目担当教員と学生との話し合いにより決めるものとする。
- 5)専門科目の再試験の回数は1科目につき同一年度内で2回までとする。

3. 試験結果について

- 1)授業科目担当教員は、試験終了後1月以内に試験結果を学部長に報告するものとする。
- 2)学部長は、報告のあった試験結果を当該学生に速やかに公表するものとする。